

幕末尾張徳川家の身分構造

梁 媛淋

はじめに

本稿は、幕末の軍制改革以前の大名家の身分構造を比較研究する一環として、尾張徳川家の身分構造を分析する。同家で編纂された嘉永三（一八五〇）年の分限帳によって家臣の家格・役職編成を確認し、その上で石高の分布を数量分析して、それが幕末の大名家の身分構造を比較研究する上でどのような意味を持つか、若干の展望を示したい。

武家社会の身分構造の研究は、江戸時代の幕府・大名家の政治を理解するために必要な基礎研究と言え、政治史において多くの蓄積がある¹。近年、磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』²は武士身分についての理解を深めるため、大名家の地域的・階層的な比較分析を行う必要を提起している。本稿は、その問題提起を念頭に、江戸城内の大廊下・大広間・溜間に席を与えられた大大名について比較分析を行う研究計画の一環を成す。大名家にはまた成立時期、領地の拡大・縮小、および地方知行の存続状況などの点でかなりの違いがあった。分析例を選び出すにはこれらにも留意する必要がある。分析の時期としては、各地で人材登用や軍制改革が始まる前の嘉永六（一八五三）年ペリー来航以前に限定する³。

本稿では大大名の一例として尾張徳川家を取り上げる。同家は慶長一二（一六〇七）年に尾張清須四八万石余として領地を与えられたが、その後城地は名古屋に移り、元和五（一六一九）年には表高が六一五九〇〇石に認定されるようになった⁴。同家は徳川御三家の筆頭であり、江戸城内では大廊下に席が与えられていた。その分家には高須松平家があって、美濃国三万石を領有し、大広間に殿席が与えられていた⁵。

尾張徳川家の家臣団構成に関する主な研究は、新見吉治『下級士族の研究』⁶、林董一『尾張藩公法史の研究』⁷、前田弘司「十七世紀における尾張藩家臣団構造—『士林浜洄』より見た—」⁸などが挙げられる。しかし、これらの研究においては、家臣の役方・番方における任用状況、及び石高分布の面における検討が十分ではない。とりわけ、尾張徳川家は寛政～文政年間に役職の整理と職名の変更を行い⁹、寛政一一年に従来の世減制を世禄制に改めたが¹⁰、改革後の家臣団の身分構造に関する検討は林董一の研究も十分ではない。

嘉永三年の職制と石高分布を明らかにすることは、寛政改革後の家臣団の実態を解明するのみならず、安政以降の諸改革¹¹の前提を考えるための基礎的作業となろう。以下では第一節において分限帳における職制の記載を概説し、第二節において家臣の任職事情を明らかにする。第三節においては石高の記載に基づいて統計分析を行い、家臣の石高分布を解明する。

第一節 嘉永三年分限帳の概要

徳川林政史研究所に『嘉永三庚戌年分限帳』(旧蓬佐文庫所蔵史料 139-15)が所蔵されている。この分限帳は乾・坤の二冊あり、一丁目に「御日記所」の印が押されている¹²。その記載を同家で作られた家臣の任職・転職の記録と照合すると、嘉永三年五月十日から六月頃にかけて作成されたものと推定できる¹³。

この分限帳には、両家年寄から御目見以下御徒格以上小普請までの家臣の家名・家督年月日・禄高・所属の組あるいは役職が記されている。記載件数は合計二八六四件に上るが、このうち、役職を兼帯する者は二重・三重に記載されており、その件数は二一五件に及んでいる。重複者を差し引くと、実際の記載人数は二六四九人となる。このうち、御目見以上は二三六八人(八九%)で、御目見以下御徒格以上は二八一人(一一%)である。この分限帳は御目見以上の階層を中心に記したものであり、御目見以下の家臣の多くが欠落していたといえよう。御目見以下家臣の中で御徒格以上が分限帳に記されたのは、この階層までが「諸士以上」と認められていた¹⁴からであろう。

御徒格以下の家臣については、林政史研究所に『文久元年訂数寄屋坊主分限帳』(旧蓬佐文庫所蔵史料 150-30)が収められている。これには数寄屋坊主から同心(足軽)以下まで記載されているが、同心以下は組名のみで、俸禄と人数の記録がない¹⁵。同史料にはほとんどの頁に何重もの張り紙が見られる。最終丁には、嘉永元(一八四八)年四月から文久元(一八六一)年一二月まで、ほぼ毎年改定されたことが記されているため、任用の事情に従って帳簿の内容を随時改訂したと考えられる。残念ながら、嘉永年間の記述は張り紙によって消されているため、本稿では数寄屋坊主以下の者を分析することができない。

表一は、嘉永三年の分限帳における個人名記載者について、給禄の支給方式及び役職別の人数を表示したものである。分限帳の記載によれば、尾張徳川家の身分格式は、大きく御目見以上・御目見以下に区分された。給禄の支給方式は、①地方知行、②知行代¹⁶、③俵、④現米と扶

持米の組み合わせ（以下では④を扶持取と呼ぶ）、及び⑤給金の五種類がある。このうち、知行取、知行代取及び俵取は全て御目見以上家臣であったが、扶持取と給金取は御目見以下家臣を主体としていた。御目見以上の扶持取は、部屋住のままで召出された者（部屋住勤）、あるいは御目見以下出身の者に限られていた。

御目見以上の階層に関して、尾張徳川家ではさらに細かな身分格式が定められていた¹⁷。『弘化二年御役名規式』（旧蓬左文庫所蔵史料 139-28、徳川林政史研究所所蔵）によると、御目見以上のうち、上級家臣は「太刀馬代御礼以上¹⁸」、中級家臣は「物頭以上」と呼ばれていた。物頭より格下の家臣には別の呼び名がなく、単に御目見以上と呼ばれていたが、本稿では便宜上、彼らを「御目見以上」と記すこととする。

分限帳では、一部の役職に関して並役や同格の者が記されている。並役は勤務年数によって本役に就任する¹⁹ので、表一では本役と見なして集計した。一方、同格の者は、他の役職に就任している者が勤功を賞されて席順が上昇するケースに当たり、当の役職に任じているわけではない。したがって、表一では本役・並役と区別して集計した。

規 式	役職	記載 (件)	重複 (件)	知行取 (人)	俵取 (人)	扶持取 (人)
太 刀 馬 代 御 礼 以 上	両家御年寄	2	0	2	0	0
	万石以上御年寄	3	0	3	0	0
	御年寄	5	0	5	0	0
	御年寄列	6	0	6	0	0
	御城代	4	0	4	0	0
	御城代格	4	0	4	0	0
	大寄合	11	0	10	0	0
	御側御用人 大御目付兼	6	3	3	0	0
	大番頭	8	5	3	0	0
大番頭格	7	0	6	1	0	

幕末尾張徳川家の身分構造

大御番頭格寄合	2	0	2	0	0
三千石以上寄合	1	0	1	0	0
御馬廻頭	2	1	1	0	0
御馬廻頭格	1	0	1	0	0
御年寄嫡子 同列嫡子共	3	0	0	2	0
御城代嫡子 同格嫡子共	3	0	0	1	0
御用人	16	7	9	0	0
御用人格	3	0	2	1	0
千石以上寄合	10	0	10	0	0
持高千石以上御側御用人嫡子	1	0	0	0	0
貞慎院様御用人	3	0	3	0	0
御書院番頭	3	1	2	0	0
御書院番頭格	9	1	5	3	0
寺社奉行	3	3	0	0	0
御勘定奉行	5	1	2	2	0
御勘定奉行格	2	0	0	2	0
町奉行	2	0	2	0	0
町奉行格	1	0	0	1	0
摂津守様御家老	4	0	3	1	0
高須御郡代	3	3	0	0	0
御広敷御用人	8	4	4	0	0
御広敷御用人格	1	0	1	0	0
長囲炉裏御番頭	2	0	2	0	0
長囲炉裏御番頭格	4	0	1	3	0
熱田奉行 御船奉行兼	2	1	1	0	0
岐阜奉行	2	1	1	0	0
千石以上嫡子	5	0	0	1	0

	彈正大弼様御傳	2	0	0	2	0
	撰津守様御番頭 御用人兼	3	0	1	2	0
	撰津守様御用人	9	3	3	3	0
物 頭 以 上	新御番頭	3	1	2	0	0
	小十人頭	3	0	3	0	0
	御徒頭	3	1	2	0	0
	御徒頭格	1	0	0	1	0
	御手筒頭	3	0	2	1	0
	御手筒頭格	2	1	0	1	0
	前大納言様御側懸り御小姓頭取	3	0	0	3	0
	前大納言様御側懸り御小姓頭格	2	0	1	1	0
	御小姓頭取	2	0	1	1	0
	御小姓頭取格	2	0	1	1	0
	前大納言様御側懸り御小姓	9	0	9	0	0
	御小姓	11	1	0	10	0
	前大納言様御側懸り御小姓格	3	0	2	1	0
	前大納言様御側懸り御側物頭	3	0	2	1	0
	前大納言様御側懸り御側物頭格	1	0	1	0	0
	御側物頭	3	0	0	3	0
	御広敷物頭	4	1	2	1	0
	御広敷物頭格	3	0	2	1	0
	中奥御小姓	20	1	14	5	0
	御旗奉行	2	1	1	0	0
小普請頭	3	2	1	0	0	
御深井丸番頭	1	0	1	0	0	
御鎗奉行	2	1	1	0	0	
御船奉行	3	3	0	0	0	

幕末尾張徳川家の身分構造

明倫堂督学	1	0	0	1	0
前大納言様御側懸り御小納戸頭取	14	7	6	1	0
御小納戸頭取	8	5	2	1	0
御小納戸頭取格	1	0	0	1	0
奥御医師	11	0	1	10	0
奥御医師見習	5	0	0	4	1
御小納戸	73	1	51	21	0
御小納戸格	7	0	7	0	0
御本丸御城附	1	1	0	0	0
西丸御城附	1	0	0	1	0
表御錠口番	8	0	6	2	0
御伽	2	0	0	0	2
奥詰御医師	5	0	2	3	0
中奥寄合	5	0	5	0	0
持高千石以下御用列以上之家督寄合	8	0	7	1	0
御書物奉行	1	1	0	0	0
御目付	14	2	12	0	0
御本丸詰物頭	1	0	1	0	0
御持筒頭	5	3	2	0	0
御持弓頭	2	0	2	0	0
御普請奉行	2	0	1	1	0
御作事奉行	3	0	1	2	0
留書頭	10	1	4	5	0
御日記所留書頭並	1	0	0	1	0
錦織奉行	3	2	1	0	0
錦織奉行格 大代官	1	0	1	0	0
役割御先手物頭	1	0	1	0	0

	御鉄砲頭	29	3	24	2	0
	御弓頭	22	1	13	8	0
	御使番	19	1	16	2	0
	御使番格	42	0	25	17	0
	御使役	3	1	0	2	0
	中奥御番	17	0	8	9	0
	中奥御番格	5	0	3	2	0
「御 目 見 以 上」	御勘定改方頭取	1	0	1	0	0
	御弓矢奉行	4	1	3	0	0
	寄合	55	0	52	3	0
	御書院番組頭	4	0	4	0	0
	御書院番組頭格	4	0	4	0	0
	大御番組与頭	16	0	13	3	0
	寄合組与頭	10	0	9	1	0
	御馬廻与頭	4	0	3	1	0
	御馬廻与頭格	2	0	1	1	0
	長囲炉裏御番組頭	2	0	1	1	0
	御右筆組頭	9	0	2	7	0
	御右筆組頭格	1	0	0	1	0
	明倫堂教授	5	0	3	2	0
	明倫堂教授格	1	0	0	1	0
	御番御医師	17	1	2	13	1
	御弓役	16	1	7	6	2
	木曾御材木奉行 錦織奉行兼	3	1	2	0	0
	御金奉行	7	1	4	1	1
	御金奉行格	1	0	1	0	0
	御書院番	78	4	47	27	0

幕末尾張徳川家の身分構造

御書院番格	7	0	2	5	0
御書院番見習	3	0	0	1	2
長囲炉裏御番	26	0	11	14	1
川並奉行 北方御代官兼	1	0	1	0	0
明倫堂主事	2	0	1	1	0
御納戸	21	0	4	11	6
御納戸格	2	0	0	1	1
大代官	2	1	0	1	0
鳴海御代官	1	0	0	1	0
白鳥御材木奉行	2	0	2	0	0
在京御用達役	2	0	1	1	0
大坂御用達役	1	0	0	1	0
御城代御用取扱役	2	0	1	1	0
御右筆	16	0	1	15	0
御右筆格	8	0	1	7	0
金瘡役	2	0	2	0	0
御馬預	4	0	3	1	0
御鷹匠頭	4	0	0	4	0
御賄頭 御台所頭兼	5	1	2	0	2
御広敷御賄頭	3	1	0	1	1
麴町御屋敷奉行	1	0	0	0	1
戸山御屋敷奉行	1	1	0	0	0
築地御屋敷奉行	1	0	0	1	0
伏見御屋敷奉行	2	0	2	0	0
御広敷番之頭	12	1	1	6	4
御広敷番之頭格 御広敷詰	6	0	0	5	1
御馬医御馬方	12	0	3	9	0

大御番組	405	16	337	48	4
寄合組	248	10	179	58	1
御本丸番組頭	4	0	4	0	0
御具足奉行	3	0	3	0	0
御鉄砲玉葉奉行	4	0	3	1	0
御天守鍵奉行	2	0	2	0	0
御本丸番	49	0	49	0	0
御本丸番見習	2	0	0	0	2
御広敷詰	24	6	5	7	6
御広敷詰格	10	0	8	0	2
御広敷玄閑詰	18	1	0	10	7
御広敷玄閑詰格	1	0	0	1	0
御側御用人支配定府之輩触出役	2	0	0	0	2
御馬廻組	164	4	115	44	1
寄合御医師	18	0	5	10	3
御鷹匠組頭	6	0	0	6	0
御鷹匠御側御鷹匠	25	1	3	21	0
明倫堂典籍	7	1	0	3	3
奥御儒者	1	0	0	0	1
明倫堂監生	3	0	0	2	1
寺社奉行所吟味役頭取	2	0	2	0	0
御勘定吟味役頭取	6	1	1	3	1
御勘定吟味役頭取格	3	0	1	0	2
町奉行所吟味役頭取	1	0	0	0	1
御代官	9	2	5	2	0
寺社奉行所吟味役	5	0	0	3	2
御勘定吟味役	15	1	3	3	8

幕末尾張徳川家の身分構造

町奉行所吟味役	7	0	2	2	3
町奉行所吟味役格	1	0	0	0	1
杵奉行	2	1	0	0	1
御蔵奉行	6	1	1	4	0
円城寺奉行	2	1	0	1	0
御林奉行	1	0	0	1	0
船軍者	1	1	0	0	0
大筒役	15	0	4	10	1
新御番組頭	3	0	1	2	0
小十人組与頭	8	0	1	6	1
小十人組与頭格	1	0	0	1	0
御細工頭	3	1	0	0	2
小普請組与頭	6	0	0	6	0
熱田奉行改役	3	0	2	1	0
御船手改役	3	0	1	1	1
岐阜奉行所改役	2	0	0	2	0
新御番	33	1	8	24	0
新御番格	11	0	4	6	1
御数寄屋頭	5	0	0	2	3
御同朋	9	0	0	0	9
御同朋格	2	0	0	0	2
奥御同朋格	1	0	0	0	1
御広敷同朋	1	0	0	0	1
小十人組	74	2	3	69	0
小十人格	10	0	0	7	3
留書	32	6	0	26	0
御日記所留書	4	1	0	3	0

	御右筆部屋留役	22	0	1	21	0
	小十人見習	5	0	0	5	0
	留書見習	8	0	0	3	5
	御右筆部屋留役見習	3	0	0	1	2
	小普請組	107	0	14	91	2
	小普請（定府）	19	0	0	18	1
	小普請御医師	4	0	0	4	0
	御徒目付組頭	9	1	0	3	5
	御徒目付組頭格	4	0	0	1	3
	御徒組与頭	4	0	0	1	3
	御徒組与頭格	2	0	0	0	2
	御小納戸詰組頭	5	0	0	0	5
	御小納戸詰組頭格	1	0	0	0	1
	新殿御小納戸詰組頭	2	1	0	0	1
	貞慎院様御用達	4	1	0	0	3
	寺社奉行所吟味役見習	1	0	0	0	1
	御数寄屋頭見習	1	0	0	0	1
	御広敷御用達	12	5	0	0	7
	御広敷御用達格	6	0	0	0	6
	御石場改役	1	0	0	0	1
	御石場改役格	4	0	0	0	4
	御目見持格之輩	34	0	0	32	2
御 目 見 以 下	御勘定改方	1	0	0	0	1
	御広敷御徒組頭	2	2	0	0	0
	御徒目付	36	15	0	0	21
	御徒押	7	1	0	0	6
	火之番	1	0	0	0	1

幕末尾張徳川家の身分構造

御 徒 格 以 上	御徒目付見習	3	1	0	0	2
	火之番見習	5	0	0	0	5
	御徒組	50	10	0	0	40
	御広敷添番	21	1	0	0	20
	御馬乗 並	4	3	0	0	1
	御馬乗見習	1	1	0	0	0
	御比丘尼用事取扱格	8	4	0	0	4
	寺社奉行所吟味方	2	0	0	0	2
	御勘定所吟味方	8	1	0	0	7
	御勘定所吟味方格	1	0	0	0	1
	町奉行与力	2	1	0	0	1
	熱田奉行与力	1	0	0	0	1
	御船手与力 大御船頭組頭兼	4	0	0	0	4
	御普請方役割役	3	0	0	0	3
	御普請方見分役	3	1	0	0	2
	御普請方見分役格	1	0	0	0	1
	御作事下奉行	6	1	0	0	5
	御作事下奉行格	1	0	0	0	1
	御松明方	3	2	0	0	1
	御徒格之輩	25	0	0	0	25
	御日記所書役	1	1	0	0	0
	御広敷御用部屋書役	8	1	0	0	7
	御広敷御用部屋書役格	1	0	0	0	1
	御城附書役	2	0	0	0	2
	御広敷御徒	10	4	0	0	6
	御徒新組	36	3	0	0	33
御広敷御徒新組	11	2	0	0	9	

御小納戸詰役懸り	11	0	0	0	11
御小納戸詰役懸り格	1	0	0	0	1
新御殿御小納戸詰役懸	8	0	0	0	8
錦織奉行支配吟味役	2	0	0	0	2
木曾御材木奉行支配吟味役	2	1	0	0	1
大代官支配吟味役	2	0	0	0	2
白鳥御材木奉行支配吟味役	2	0	0	0	2
御餌差頭見習	1	0	0	0	1
御台所人組頭 御賄人組頭兼	6	0	0	0	6
御広敷御台所人組頭	2	0	0	0	2
御賄人組頭 御台所人組頭兼	8	2	0	0	6
御賄人組頭格 御賄人	1	0	0	0	1
御広敷御賄人組頭 御台所人組頭兼	2	1	0	0	1
尾州御広敷御賄人組頭御台所人組頭兼	2	0	0	0	2
尾州御広敷御賄人組頭格 御広敷御台所人御賄人兼	2	0	0	0	2
御徒格以上小普請組	18	0	0	0	18
御徒格以上小普請（定府）	2	0	0	0	2
総人数	2864	215	1317	884	439
<p>註 役職と人数は『嘉永三庚戌年分限帳』（旧蓬佐文庫所蔵史料 139-15、徳川林政史研究所所蔵）による。重複件数のうち、五件が二重の重複である。俵取には知行代取三人、扶持取には給金取一人が含まれている。規式は『弘化二年役名規式』（旧蓬左文庫所蔵史料 139-28、徳川林政史研究所蔵）による。なお、御勘定改方頭取は同史料に記されていないが、「御目見以上」に分類する。</p>					

表一に見られるように、この分限帳では役方と番方が入り混じって記されており、記述が甚だ複雑である。しかし、徳川將軍家の職制と似通ったところが多いので、役方・番方を見分け

ることはできる。主な役方は、徳川將軍家から派遣され、世襲で家老を勤める両家御年寄・万石以上御年寄を始め、領内の政事を司るものとして御年寄、御城代、御側御用人、御用人、寺社奉行、町奉行、御勘定奉行などが挙げられる。一方、主な番方は御書院番（四番）、長囲炉裏御番（二番）、大御番組（八番）、寄合組（五番）、御本丸番（二番）、御馬廻組（二番）、新御番（三番）、大筒役、小十人組（三組）、小普請組（三組）・小普請、御徒（三組）などが設けられている。諸役職の由来に関しては、先行研究で検討されてきた²⁰ので、本稿では割愛する。

表一には完全に反映されていないが、分限帳には家臣の嫡子・次三男・嫡孫が二三人（九％）記載されている。このうち御目見以上が二〇六人、御目見以下が二五人である²¹。その内訳は、①御年寄・御城代・御用人や千石以上家臣の嫡子、②部屋住勤（当主ではないが役職に登用された者）の二種類がある。①は一八人おり、このうち九人は無役に給禄記録がない。この分限帳は家臣内部の席順の記録を兼ねているので、重臣の嫡子は無役でも分限帳に登録することができた。一方、②には御目見以上一七五人、御目見以下二人が記されている。彼らはおおむねその家の当主と同じクラスの役職に就任していたが、御目見以上の部屋住が御目見以下の役職を勤めることもあった。御目見以上の役職に任じた者の中で、次三男、「見習」という名義で仕官した者、あるいは召し出されて間もない者は扶持米を与えられている²²。

また、分限帳には江戸在勤の情報も記されている。嘉永三年当時は定府二八〇人、定詰²³九七人で、合計三七七人が江戸に滞在していた。このうち御目見以上は二八三人、御目見以下は九四人である。江戸滞在の家臣が多いのは、尾張徳川家の当主は徳川將軍家の分家であるため、そうでない大名家と比べて江戸に滞在する時間が長いためであろう。もっとも、同家は寛政一二（一八〇〇）年以降、徳川將軍家から斉朝・斉温・斉荘、田安徳川家から慶臧が相次ぎ入嗣したため、当主の長期的な江戸滞在が続き、参勤交代はほとんど行われていなかった。嘉永三年当時は、徳川慶勝が前年に高須松平家から入嗣したばかりで在府であった²⁴。

嘉永三年の分限帳の概要は以上の通りである。次節では、役方・番方への任職状況について検討する。

第二節 任職の諸相

尾張徳川家において、家臣はどのように番方・役方に就任したのだろうか。旧族大名の場合、番方の所属組は父から子へと継承される「格」であり、役方に登用されたとしても、退任後は

元の組に編入されることになっている²⁵。このような「格」を仮に「基底家格」と呼ぶことにする。尾張徳川家における「基底家格」は分限帳から読み取れない。それを見つけ出すためには、家臣の初任職を調べ、そこから諸役職への任職状況を追跡する必要がある。

徳川林政史研究所に『藩士名寄』（旧蓬左文庫所蔵史料 140-4）と題する史料がある。尾張徳川家が編纂した家臣の勤書の集成である。この史料は名古屋博物館によってデータベース化された²⁶。そこでは、苗字の頭文字が「カ」「フ」の者を中心に、一部の家臣のデータが欠けている。しかし、嘉永三年の分限帳に記された家臣の九割以上が網羅されているので、家臣の任用状況はこれに基づいて分析すればほぼ解明できると思われる。以下ではこの史料に基づいて、家臣の初任職を調査し、各役職への任職状況について検討する²⁷。

（１）御目見以上

①太刀馬代御礼以上

この階層は、両家御年寄から摂津守様御用人まで、計一三六人いた。主な役方は世襲家老である両家御年寄・万石以上御年寄を始め、御年寄、御城代、御側御用人、御用人、寺社奉行、御勘定奉行、町奉行、御広敷御用人、熱田奉行、岐阜奉行、及び分家大名附の家老・御傳・御用人などがある。番方は大御番頭、御馬廻頭、御書院番頭、長囲炉裏御番頭がある。

『藩士名寄』によれば、これらの役職に任じた者の「基底家格」は、太刀馬代御礼以上七八人（五七％）、「御目見以上」五七人（四二％）、不明²⁸一人（一％）である。太刀馬代御礼以上の「基底家格」の内訳は、両家御年寄二人（一％）、万石以上御年寄三人（二％）、大寄合二十四人（一八％）、大御番頭格寄合三人（二％）、三千石以上寄合一人（一％）、千石以上寄合三三人（二四％）である。この他に、御用人以上の役職に就く者、あるいは家禄千石以上者の嫡子（九％）には、家督前から太刀馬代御礼以上の格が与えられた。これらの者は全て千石以上の家禄を与えられており、御用人より格上の役職に就任していた。

一方、「御目見以上」の「基底家格」は寄合一三人（一〇％）、御馬廻組二三人（一七％）、小普請組四人（三％）が挙げられる。この他にどの組に属するか不明であるが、部屋住勤経験者一七人（一二％）がいた。部屋住勤経験者は家督相続後、部屋住勤時代の役職を勤務し続けるので、その基底家格が分からない。しかし、尾張徳川家では知行取・俵取は確実に御目見以上であるので、「御目見以上」に分類した。これら「御目見以上」の者は太刀馬代御礼以上の役職に就任できるが、御用人より格上の役職に就くことはほとんどない²⁹。

②物頭以上

この階層は、新御番頭から中奥御番格まで、計三八一人いた。主な役方は御小姓頭取、御小姓、中奥御小姓、御小納戸頭取、御小納戸、御本丸御城附・西丸御城附（江戸御留守居役）、御書物奉行、御目付、留書頭、御普請奉行、御作事奉行、御日記所留書頭並などがある。一方、番方は新御番頭、小十人頭、御徒頭、御手筒頭、御側物頭、御広敷物頭、御深井丸番頭、御本丸詰物頭、御持筒頭、御持弓頭、御旗奉行、御鍵奉行、錦織奉行³⁰、役割御先手物頭、御鉄砲頭、御弓頭、御使番がある。これらの役職に任命された者の「基底家格」は、物頭以上八人（二％）、「御目見以上」三五六人（九四％）、御目見以下一人（一％未満）、不明一六人（四％）である。

物頭以上の「基底家格」は持高千石以下御用列以上之家督寄合のみである。彼らは父親が御側御用人、御用人、御書院番頭、御勘定奉行、摂津守様御家老高須郡代兼に任じたため、「御目見以上」格の寄合とは別に物頭以上格を与えられたのである。この階層は安政二（一八五五）年二月から同六年八月まで廃止されることになり、一時期「御目見以上」の寄合に編入されていた³¹ことから見て、寄合と実質はほぼ変わらなかったであろう。

「御目見以上」の「基底家格」には、寄合三一人（八％）、御馬廻組一七二人（四五％）、小普請組・小普請三四人（九％）、部屋住勤経験者六一人（一六％）、当時部屋住勤の者二九人（八％）、その他二九人（八％）が含まれている。寄合・御馬廻組出身者は諸物頭に任じることが多いのに対し、小普請組・小普請出身者は御小姓などの役方に就くことが多い。なお、当時部屋住勤の者、すなわち嘉永三年当時はまだ家督を継いでいないが、何らかの役職に就任している者に関しては、俵取は「御目見以上」として分けた。

なお、嘉永三年当時、御目見以下出身で御馬乗に任じ、長年の勤功によって御使番格、さらに御徒頭格になった者が一人いた。

③「御目見以上」

この階層は御勘定方改役から御目見持格之輩まで、計一八五一人いた。主な役方は御右筆組頭、御右筆、御金奉行、川並奉行北方御代官兼、御納戸、大代官、鳴海御代官、白鳥御材木奉行、在京御用達役、大坂御用達役、御代官、寺社奉行所吟味役頭取、御勘定吟味役頭取、町奉行所御吟味役頭取、御細工頭、留書、御小納戸詰組頭などがある。主な番方は御弓矢奉行、御書院番、大御番組、長圀炉裏御番、新御番、御本丸番、御弓役、大筒役、小十人組、御徒目付組頭、御徒組与頭などがある。これらの役職に就任した者の「基底家格」は、「御目見以上」一

六四五人（八九％）、御目見以下一四五人（八％）、不明六一人（三％）である。

「御目見以上」の内訳は、寄合四一人（二％）、御馬廻組八四三人（四五．五％）、小普請組・小普請二八八人（一五．五％）、御本丸番五〇人（三％）、部屋住勤経験者一八五人（一〇％）、当時部屋住勤一六四人（九％）、その他七四人（四％）である。このうち、寄合出身者は御右筆以上の役方のみ就任するが、御馬廻組出身者と小普請組・小普請出身者は留書以上の役方及び小十人組以上の番方に就任する。御馬廻組と小普請組・小普請は就任する役職がほぼ変わらないが、御馬廻組は知行取が多く、小普請組はほとんど俵取であった点において、御馬廻組の方が格上である。この格の違いは番方の諸組への任用においても表れている。御馬廻組は御書院番・大御番組・長圀炉裏御番・寄合組・新御番に就任するのに対し、小普請組は上述の諸組に入ることが少なく、小十人組に就くことが多い。この他、御本丸番と大筒役からは他の組あるいは役方への転出がほとんどなく、世襲身分である色彩が強い。部屋住勤経験者と当時部屋勤の者は御右筆や留書のような役方を勤めることが多いが、御書院番・長圀炉裏御番・新御番・小十人組にもこのような者が二割前後いた。

「基底家格」として扱ってきた寄合、御馬廻組、小普請組・小普請の間には、組替の可能性があった。御馬廻組や小普請組・小普請出身者は、物頭以上の役職から退任後、寄合に編入される。寄合の中でこうした経緯で籍を置いた者は三割弱を占めている。一方、御馬廻組出身者は不行儀などによって御咎めを受け、小普請組に降格される。小普請組に在籍した知行取家臣はこうした降格された者たちであり、当組の一割弱を占めている。

一方、御目見以下の「基底家格」の内訳は、御徒格以上小普請組・小普請³²出身の者もいたが、そのほとんどは世襲身分ではない御徒格以下の者であった。また、この中で嘉永三年以前に当人あるいはその父親が「永々御目見以上」と命じられた者もいたが、彼らはもともと扶持取であり、永々御目見以上の格を獲得後、いずれも俵取になった。御目見以下出身者は、御金奉行（役高二百石）に就任した者もいたが、役高百俵未満の役方に就任する者が圧倒的に多い。御広敷詰、御広敷玄閑詰、勘定・寺社・町奉行所吟味役、御細工頭、御数寄屋頭、御同朋、寄合御医師、御徒目付組頭、御徒組与頭、御納戸詰組頭、御広敷御用達、御石場改役などがそうである。彼らは御目見以上の格を獲得しても扶持取のままである。

なお、「御目見以上」の階層の最も下にある御目見持格は、「御目見以上」出身で御目見以下の役職を勤める者、及び御目見以下出身で御目見以上の格を獲得した者が含まれている。

(2) 御目見以下御徒格以上

この階層は、御勘定改方から御徒格以上小普請まで、計二八一人いた。主な役方は寺社奉行所吟味方・御勘定所吟味方・御普請方役割役、御比丘尼用事取扱役、御普請方見分役、御作事下奉行、御広敷御用部屋書役、御賄人組頭御台所組頭兼などがある。主な番方は御徒・御徒新組・御広敷御徒・御広敷御徒新組、御馬乗などがある。これらの役職に就任する者は全て御目見以下出身者である。それらの「基底家格」は、御徒格以上小普請組・小普請五三人（一九％）、部屋住勤経験者一四人（五％）、家督記録なし（非世襲）一七二人（六一％）、嫡子勤二五人（九％）、不明一七人（三％）である。御徒格以上小普請組・小普請出身者は主に御徒に就任した。この他に、家督記録がない者が多い。世襲身分ではない御徒格以下の階層から登用されたのであろう。御徒格以上の者の中で、文久二年に御譜代席に引き上げられ、家名永続を許されたのは五二人いたが、永々御目見以上に昇進した者は一人しかいなかった。

第三節 石高分布の分析

尾張徳川家では、主な役職にそれに相応する「役高」が設けてある。元高（世禄）が役高より低い人は、在職中に「足高」が与えられる。『国秘禄御役高年限調帳』（旧蓬左文庫所蔵史料31-3、徳川林政史研究所所蔵）には享和・文政年間の御目見以上から御目見以下御徒格以上の役職の役高が記されており³³、それをまとめると表二のようなになる。ただし、多くの役職は任命された時の最低限の役高が設定されており、勤務年数によって加給されるが、紙幅の関係上、表二では各役職の就任者が最終的に与えられる役高を挙げた。また、嘉永三年分限帳に記されていない役職は省略した。なお、分限帳の登録者を『藩士名寄』で調べて判明した役高も付記した。

規式	役職	役高
太	御年寄	4000石
刀	御城代	3000石
馬	御側大寄合（文政五年御側御用人と改めた）	2000石

代 御 礼 以 上	御大番頭	1500 石
	御用人・御用人御側懸り・大御番頭格	1000 石
	御用人格	800 石
	四谷様御家老	600 石
	大目付・御書院番頭・寺社奉行・熱田奉行・御広敷御用人・御勘定奉行・町奉行	500 石
	高須御郡代・四谷御番頭・長圀炉裏御番・四谷御用人	400 石
物 頭 以 上	新御番頭・小十人頭・御徒頭・御手筒頭・両丸御城附・御目付	400 石
	御旗奉行・小普請頭・御深井丸番頭・御鎗奉行・御船奉行・御持筒頭・御普請奉行・御側物頭・御本丸詰物頭・御作事奉行・御小姓頭取・御小納戸頭取・御使番・明倫堂督学・奥御医師	300 石
	※御広敷物頭、※役割先手物頭、※御鉄砲頭、※御弓頭	300 石
	御伽	150 石
「 御 目 見 以 上 」	大御番与頭・御書院番組頭・寄合組与頭・御馬廻組与頭・木曾御材木奉行・御馬預・御小姓・御小納戸	250 石
	在京御用達・御金奉行・川並奉行・奥御番	200 石
	御右筆組頭	180 俵
	※御本丸番組頭	160 石
	御書物奉行・新御番組頭・鳴海御代官・白鳥御材木奉行・戸山御屋敷奉行・麴町御屋敷奉行・築地御屋敷奉行・伏見御屋敷奉行・長圀炉裏御番組頭・御弓矢奉行・御幕奉行・御台所頭・小十人組与頭・御書院番・御納戸・御右筆・御鷹匠頭・明倫堂教授・大代官・明倫堂主事	150 石

幕末尾張徳川家の身分構造

	※御具足奉行・御鉄砲玉菓奉行	140 石
	※御天守鍵奉行	130 石
	御勘定吟味役頭取	120 俵
	御側大寄合御用人支配触出役・御弓役・金瘡役・寺社吟味役・地方御勝手方町方吟味役・小普請組与頭・馬医・御馬方・大筒役	100 石
	御数寄屋頭・御同朋	100 俵
	御蔵奉行・御広敷御膳頭	98 俵
	御鷹匠組頭	87 俵
	御徒目付組頭	80 俵
	奥御同朋・御数寄屋頭見習・御鷹医	78 俵
	御代官	75 俵
	新御番・御広敷御玄閑詰	73 俵
	御鷹匠・御徒与頭	72 俵
	御林奉行・小十人組・留書	67 俵
	明倫堂典籍・御右筆部屋留役・御側御用人物書	59 俵
	御広敷番・御広敷御用達	53 俵
	御鷹匠見習	50 俵
	明倫堂典籍見習	41 俵
御 目 見 以 下	御馬乗	米一八石三人扶持 (67 俵)
	御松明方	米一五石三人扶持 (59 俵)
	御普請方役割役・御普請方見分役・御小納戸詰役懸り	米一三石三人扶持 (53 俵)
	御徒目付・御徒組	米一二石三人扶持 (50 俵)
	御比丘尼用事取扱役	米八石三人扶持 (39 俵)
<p>註 主に旧蓬左文庫所蔵史料 31-3 『国秘禄役高年限調帳』により作成。※は『藩士名寄』の記載によって補足した。御目見以下の役高は寛政一一年四月の世禄制（名古屋市教育委員会編、『名古屋叢書』第五巻、一九八三年、一三五～一三六頁）に基づいて俵に換算した。</p>		

表二に見られるように、御目見以上の役高は、太刀馬代御礼以上は知行四百～四千石、物頭以上は嫡子役の御伽を除き、知行三百～四百石、「御目見以上」は知行百石～二五〇石、切米四一～百俵である。御目見以下の役高は知行に換算すると全て百石未満である。こうした役高制度は尾張徳川家の石高分布にどのような影響をもたらしたのだろうか。以下では、分限帳における給禄記録に基づいて、家臣団の石高分布を分析する。

(1) 知行取・知行代取・俵取

まず、地方知行・知行代・俵を与えられた家臣の石高分布を見てみよう。第一節で述べたように、尾張徳川家では知行代・俵を給された者は全て御目見以上であり、知行取に準じる身分と捉えるべきである。これらの者は嘉永三年当時の家禄とともに足高が併記されている。以下ではこの記録に基づき、家臣の元高と役高の分布構造の違いを検討する。なお、一俵は知行一石に相当するので、以下では単位を知行取に準じて「石」で記すことにする。

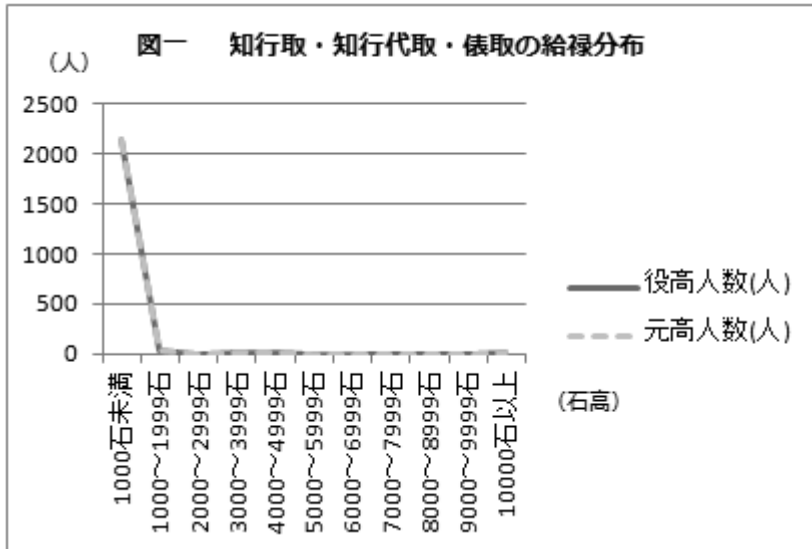
石高	役高人数 (人)	元高人数 (人)
1000 石未満	2135	2138
1000～1999 石	41	41
2000～2999 石	2	2
3000～3999 石	10	7
4000～4999 石	7	7
5000～5999 石	1	1
6000～6999 石	0	0
7000～7999 石	0	0
8000～8999 石	0	0
9000～9999 石	0	0
10000 石以上	5	5
総人数	2201	2201
註 『嘉永三庚戌年分限帳』により作成。		

嘉永三年分限帳では、知行取は一三一七人、知行代取三人、俵取八八一人、計二二〇一人が記されている。知行取は千石以上が六三人(三%)、千石未満が一二五一人(九七%)である。知行代取と俵取は全て千石未満である。彼らを千石ごとに組み分けして、それぞれ集計をとった結果が表三になる。千石以上と千石未満は元高でも役高でも集計人数がほぼ変わらない。いずれも千石以上が二%であったのに対し、千石未満の者がほとんどであったという構造を示している。表三をグラフにすると図一になる。役高・元高の曲線はほぼ重なっており、両者とも千石を境に人数が急減している。

千石以上の「基底家格」を確かめると、

全て大寄合以上であった。第二節で述べたように、御年寄に就任できるのは大寄合以上の者に

限られているが、彼らは石高の面においても別格であると言えよう。

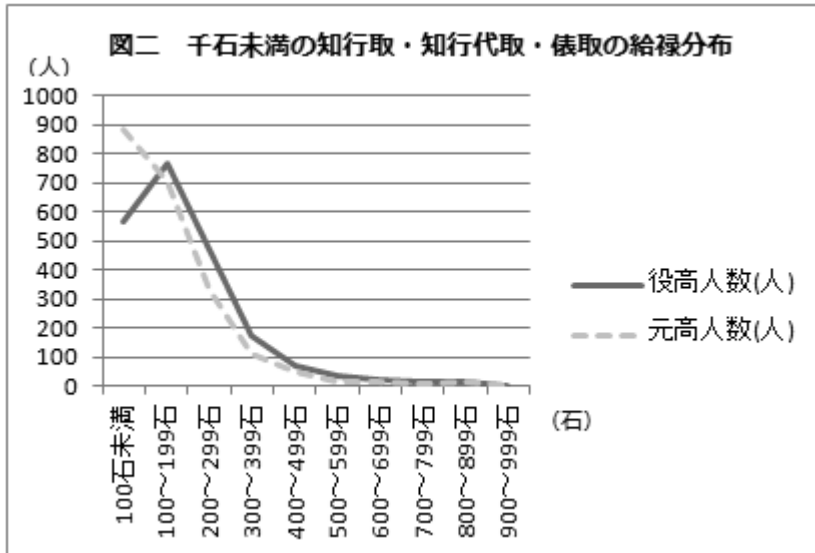


石高	役高人数(人)	元高人数(人)
100石未満	567	884
100~199石	769	703
200~299石	469	335
300~399石	174	109
400~499石	72	52
500~599石	34	18
600~699石	19	13
700~799石	14	9
800~899石	17	15
900~999石	0	0
総人数	2135	2138

註 『嘉永三庚戌年分限帳』により作成。

次に千石未満を百石ごとに組み分けして分析する。その結果は表四のようになる。元高で集計した結果、給禄が少なくなるにつれ人数が漸増する傾向が見られる。人数が多い階層は百石未満（四一%）、百石台（三三%）、及び二百石台（一六%）が挙げられる。一方、役高で集計する場合は、人数が多い階層は百石台（三六%）、百石未満（二六%）、及び二百石台（二二%）の順になる。両者の分布の違いは、元高では百石未満の者が最も多いが、それらの多くが役高百石台以上の役職に就いたことが原因であろう。表四をグラフにすると図二のようになる。図一と比べると滑らかな曲線となっているが、百石台のところで元高曲線

と役高曲線が交差している。この階層において足高の影響が最も顕著であることが、グラフではっきり表れていると言えよう。



最後に、千石未満の階層の約七割を占めた二百石未満の階層についてさらに検討しよう。二百石未満の者を二〇石ごとに組み分けして数えると、表五の通りになる。御目見以上の階層は全て三〇俵以上なので、二〇石未満は一人もいない。二〇石以上の階層は元高と役高で集計した結果が異なっている。元高で集計した結果、人数が最も多い階層は、二〇~三九石(四四%)、一四〇~一五九石(二五%)、百~一一九石(一八%)である。その他は全て一〇%未満である。

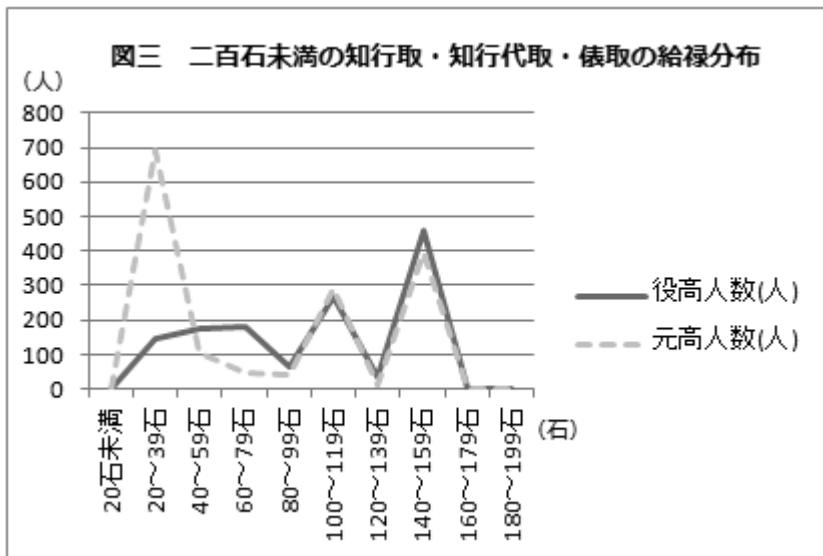
一方、役高で集計した結果、人数が最も多いのは、一四〇~一五九石(三五%)、百~一一九石(二〇%)であり、元高とは分布が異なっている。これらの階層に人数が多いのは、表二で示したごとく、役高一五〇石・百石の役職が多いためであろう。百石未満の階層に人数が多いのは、六〇~七九石(一四%)、四〇~五九石(一三%)、二〇~三九石(一一%)である。このうち、二〇~三九石の階層は元高で集計した場合人数が最も多いのに、役高で集計すると逆に人数が少ない。それは、元高四〇石未満の家臣が役高四〇石以上の役職に就任し、人数が分散していったためと考えられる。

表五をグラフにすると図三のようになる。元高と役高の曲線は、百石台では似たような形をしているが、百石未満の階層では形の違いが明白になり、両者が四〇~五九石のところで交差

している。元高二〇～三九石の者への足高の影響がいかに顕著であったかが分かる。

石高	役高人数(人)	元高人数(人)
20石未満	0	0
20～39石	146	691
40～59石	176	104
60～79石	183	49
80～99石	62	40
100～119石	267	290
120～139石	34	13
140～159石	462	396
160～179石	3	3
180～199石	3	1
総人数	1336	1587

註 『嘉永三庚戌年分限帳』により作成。



(2) 扶持取・給金取

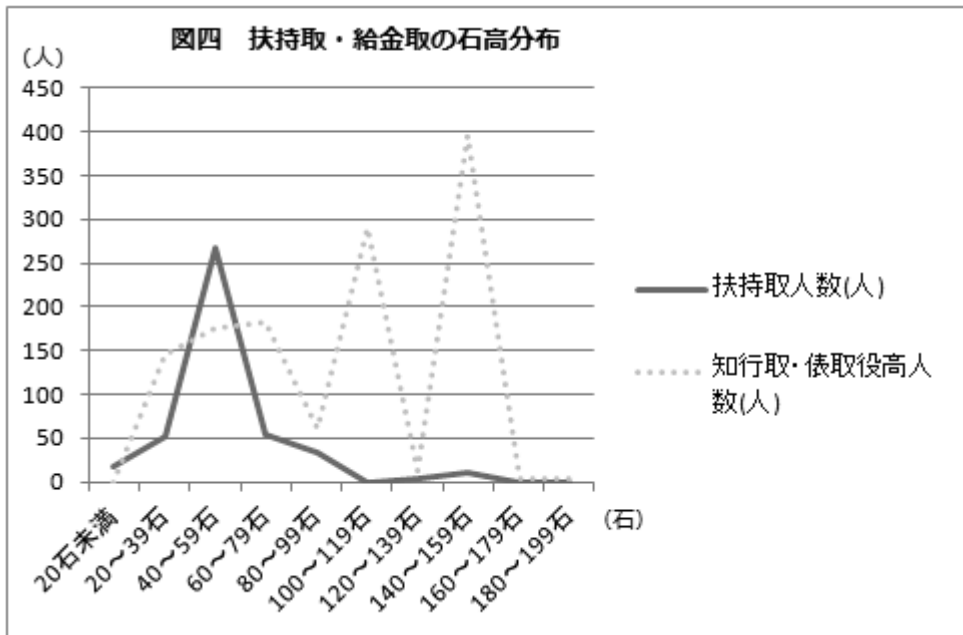
嘉永三年分限帳では、切米・扶持取が四三八人記されている。このうち、御目見以上が一五八人（三六％）、御目見以下が二八〇人（六四％）である。この他に、給金二両を与えられた御目見以下の部屋住勤の者が一人いた。分限帳では彼らへの足高の記載がないが、表二の役高が分かる役職と照らし合わせると、役高で記されていることが判明した。

寛政一一年に世禄制が復活された時、現米・扶持・給金で与えた給禄を俵に直した時の換算法によれば、一人扶持は約五俵、現米一石は約三俵、一両は約三俵に相当した³⁴。以下ではこの換算法に基づき、扶持取・給金取の給禄を俵に直して分析する。便宜上、単位は知行取に準じて「石」と表記した。その結果は表六のようになる。

表六に見えるように、人数が多い階層は四〇～五九石（六一％）を頂点として、他に二〇～三九石（一二％）と六〇～七九石（一二％）が挙げられる。四〇～五九石の階層に人数が多いのは、一つは表二に見えるように、御目見以下の役職に役高をこの階層に設定したものが多いためである。もう一つは、この階層は御目見以上の者が多く混在しているためである。その数は御目見以上で扶持取の者の二五％を上回った。一方、四〇石未満の階層が少ないのは、この分限帳には御徒格以下のデータが欠落しているためであろう。御徒格以下の記録があれば、切米・扶持取の曲線は六〇石未満の部分で人数が漸増すると推察できる³⁵。

表六をグラフにすると図四のようになる。分布状況を比較するために、表五に基づいて二百石未満の知行取・俵取の曲線を重ねてみた。その結果、扶持取と知行取・俵取合計の分布曲線は、百石以上の階層ではほとんど重なる部分がないが、百石未満の階層では、特に二〇石以上八〇石未満の階層は重なる部分が多いことがうかがえる。

役高	人数(人)
20 石未満	17
20～39 石	52
40～59 石	268
60～79 石	54
80～99 石	34
100～119 石	0
120～139 石	3
140～159 石	11
160～179 石	0
180～199 石	0
総人数	439
註 『嘉永三庚戌年分限帳』 により作成。	



扶持取の分析結果を知行取・知行代取・俵取のそれと照らし合わせて検討すると、次の二点を指摘することができる。第一に、扶持取を二百石未満の階層に入れて分析しても、家臣団全体の石高分布傾向は変わらない。千石以上の家臣が約二%で、ほとんどが千石未満である。二百石未満の家臣は、役高で集計した場合は家臣団の六割、元高で集計した場合は七割を占めている。

第二に、百石未満の階層では、二〇石以上八〇石未満の階層において、知行取・俵取と扶持取が入り混じっている。注意すべきことは、この階層の家格記載を見ると、知行取・俵取の場合は全て御目見以上であり、扶持取は御目見以上と御目見以下が入り混じっている。つまり、石高によっては、御目見以上と御目見以下の者を区別することができないという状況が生じている。この状況をどう捉えるべきであろうか。

「基底家格」が御目見以上と御目見以下の者の元高について考えよう。御目見以上の家臣は全て世禄三〇俵以上であった。その一方、御目見以下の家臣の多くは世襲を許されず、元高が分からない者が多いが、唯一元高が確認できたのは御徒格以上小普請組・小普請の者たちであり、彼らは二人扶持米五石（知行二六石に相当する）を給されていた。これを御目見以下の元

高とすれば、御目見以上・以下の者は給禄面から自ずから区別がつくと言えよう。

しかし、御目見以下の者は表二で示したように、役高の設定によって知行三九～六七石に相当する給禄を手に入れることができた。それは御目見以上の下層役職の役高に匹敵するものであった。したがって、役高の面において、御目見以上と御目見以下を区別することが困難になったのである。

(3) 尾張徳川家の特徴

尾張徳川家における石高分布は以上に述べた通りである。最後に、ほぼ同時期の旧族大名の萩毛利家（三六九〇〇〇石）の事例と比較することによって、尾張徳川家の特徴を述べることとしたい。嘉永五年の萩毛利家の分限帳・無給帳によれば、同家は知行取一四八六人、蔵米取一〇八三人、足軽以下を含めて計五五二八人である³⁶。萩毛利家では役高の規定がないので、元高に基づいて両家の石高分布を比較すると、次の三点が指摘できる。

第一に、両家の石高分布は、千石以上が僅少で、千石未満がほとんどであり、家臣の五割以上が二百石未満である点において共通している。

第二に、二百石未満の階層では、尾張徳川家では元高・役高ともに三〇石・五〇石・百石・一五〇石など整数に設定することが多いので、特定石高に人数が集中する傾向がある。これに対し、萩毛利家では各石高に人数が連続的に分布している。

第三に、尾張徳川家では元高の多寡によって御目見以上家臣と御目見以下家臣を見分けることができる。しかし、萩毛利家では二百石未満の階層に御目見以上・以下の家臣が入り混じっており、ほとんど区別がつかない。

このように、尾張徳川家は元高の石高分布は他の大名家と基本的に類似している。しかし、三百石未満の階層における石高分布は足高の影響により元高と役高が異なっていた。また、同家では身分格式の高下が元高の多寡に直結しており、これも他の大名家と異なっている。

結論

以上、本稿では、十九世紀前半の尾張徳川家の身分構造を、家格と石高分布の二つの方向から明らかにすることを課題とした。その要点は次の通りである。

第一に、尾張徳川家における身分規式は、御目見以上の太刀馬代御礼以上・物頭以上・「御目見以上」、及び御目見以下に分けられていた。これによって諸役職の格式と家臣の「基底家格」

が決まっていた。個々人の元高と任職先は「基底家格」によって異なっており、「基底家格」より格上あるいは格下の役職に一時的に就任することはあっても、それに伴って「基底家格」が変わることはほとんどなかった。

第二に、石高分布のおおまかな分布傾向としては、千石以上が僅少であり、千石未満の者がほとんどであったことが指摘できる。ところが、多くの役職に役高が規定されていたため、三百石未満の階層では元高・役高の石高分布が異なっていた。注意すべきは、扶持取は元高では必ず御目見以上の者より小禄であるが、役高の石高分布では、役高三〇～七〇石の階層で「御目見以上」と混在することもあったことである。こうした石高分布は、ほぼ同時期の萩毛利家と共通点が多いが、身分格式の高下が元高の多寡に直結している点は毛利家と異なっている。

従来、大名家臣団の階層構造は、御目見以上・以下が大きな要素として捉えられてきた。しかし、尾張徳川家の身分構造を見ていくと、御目見以上の下層にいる者は、任職の面においては御目見以下の者と異なるが、経済的には大差がないことが分かった。一方、同じ御目見以上の身分であるにもかかわらず、「基底家格」が太刀馬代御礼以上の家臣と「御目見以上」の家臣の間では、元高・任職の面においてさらに大きな懸隔があった。武士の地位は様々な要素によって評価されていたため、その身分構造を理解するためには、それらの要素による評価の違いも考慮に入れるべきであろう。

本稿によって、旧族大名の毛利家と親藩の尾張徳川家とが基本的に類似の身分構造をもっていたことを解明した。次段階の研究では、譜代大名を例に取上げて分析する予定である。

¹ 例えば、笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』（吉川弘文館、一九九三年）は家臣団の構成に基づいた「持分」論を以て、大名家の政治構造を解釈している。三谷博『明治維新とナショナリズム』（山川出版社、一九九七年、第八章）は安政五年から慶応四年までの徳川將軍家における陸海軍の人材登用の状況について統計分析し、それを従来の番方である使番の任命状況と比較することによって、幕末の軍事改革に伴う武士身分構造の変化に迫っている。

² 磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』、東京大学出版会、二〇〇三年。

³ それ以降は、幕末期の改革を通じて制度が次々と変化していき、従来の組織体制が変容した可能性があると考えられる。また、諸大名家で改革を実行する時期が一定しないので、比較が困難であると予想される。

⁴ 木村礎・藤野守・村上直編『藩史大事典』第四巻（雄山閣、一九八九年）、三六一頁。

- ⁵ 『藩史大事典』第四巻、一〇〇頁。
- ⁶ 新見吉治『下級士族の研究』、日本学術振興会、一九五三年。同書は足軽の勤務状況と生活形態について検討している。
- ⁷ 林董一『尾張藩公法史の研究』、日本学術振興会、一九六二年。同書は主に上層役方である家老・町奉行・寺社奉行・勘定奉行の職務内容について検討している。第三章では安政元年の知行取・蔵米取に分けて、知行形態別の石高合計数値の分析結果が収められている。
- ⁸ 林董一編『尾張藩家臣団の研究』(名著出版、一九七五年)所収。『士林浜廻』は尾張徳川家臣の系譜の集成で、慶長五年から元禄六年まで仕官した平士以上の格の家系が取上げられている。尾張徳川家の家臣は徳川將軍家から附属された者、前領主松平忠吉の遺臣、及び徳川義直の御傳を勤めた平岩親吉の家臣が含まれている。前田弘司はこの史料に基づき、家臣の出自及び藩内における地位を調査している。
- ⁹ 職制上主な改革は、寛政四年に重臣に預ける同心(与力)を騎馬組にし、のちに御馬廻組に編入したこと、寛政六年に御国奉行を御勘定奉行に併合したことである。役名の変更は、寛政九年に新御番組を長岡戸裏御番、寛政十年に五十人組を小十人組、寛政十一年に普請組寄合を寄合、文政五年に御側大寄合を御側御用人、元来の御側御用人を御用人御側懸りに変更したことなどが挙げられる(『御日記頭書』、『名古屋叢書』第五巻、名古屋市教育委員会、一九六二年、一九八三年復刻、一二四～一五二頁)。
- ¹⁰ 尾張徳川家では寛文元年九月二六日に世禄制を廃止し、諸士に対しては、家督を継ぐ際に功過による家禄の削減が考慮された(『名古屋叢書』第二巻、名古屋市教育委員会、一九六〇年、一〇一～一〇二頁)。寛政十一年四月一五日には世禄制を復活し、御目見以上の家臣は本知を世禄にし、現米・扶持米・給金取家臣は給禄を俵数に換算し、その半分を世禄とした(『名古屋叢書』第五巻、一三五～一三六頁)。
- ¹¹ 『藩士名寄』の記載によれば、安政二年には御目見以上・御目見以下御徒格以上の部屋住勤の役高を半減した。文久三年には世禄五〇俵未満の家臣を全員世禄五〇俵にした。
- ¹² 徳川林政史研究所の史料目録には、「江戸末期写」と注記されている。張り紙がなく、朱書きと黒字で書き分けられていることから、御日記所で清書されたものと思われる。
- ¹³ 分限帳の氏名を『藩士名寄』(徳川林政史研究所蔵)で調査した結果、任命の記録は嘉永三年五月十日までの記載が最も遅い。家督・隠居の記録を見ると、七月以降の変更は分限帳に反映されていないことを確認した。
- ¹⁴ 「御日記頭書」では、「寛政三亥十月十五日、儀式以下諸士以上と申分、以来御目見以上又は御目見以下御歩行格以上と相改、士外と申分、以来御歩行格以下と相改」と記されている(『名古屋叢書』第五巻、一二二頁)。この「御歩行格」が「御徒格」である。
- ¹⁵ 文久元年の段階では同心を除き、俸禄が分かる者は九九八人であった。
- ¹⁶ 新見吉治によれば、蔵米取の一種であるという(『下級士族の研究』、四三～四四頁)が、分限帳の記載では知行取と同様に「石」単位で記されている。嘉永三年分限帳に知行代を与えられたのは、万石以上御年寄の嫡子で御頭格の中西主税と御用人の渡辺半十郎、及び両家年寄の嫡子で御用人の成瀬大内蔵の三人のみである。
- ¹⁷ 尾張徳川家の家臣の格式について、「尾張諸臣十二格」(『名古屋叢書』第三巻、名古屋市教育委員会、一九六一年、一九～二八頁)という史料があり、先行研究で多用されているが、この史料は寛政年間の職制改革以前のもので、嘉永三年の状況には当てはまらないところが多い。
- ¹⁸ 年頭御祝儀・自分家督御礼の際、太刀・馬代を尾張徳川家の当主に献上する資格を持つ(『名古屋叢書』第三巻、二三頁)。寛政六年六月二四日までは「礼剣以上」と称されていた(『名古屋叢書』第五巻、一三

○頁)。

¹⁹ 『国秘録御役高年限調帳』(徳川林政史研究所蔵)による。

²⁰ 『名古屋市史』政治編二(名古屋市、一九一五年)、第一章。

²¹ 分限帳では、当主の嫡子には父・養父・祖父の名前が記載されており、当主の弟・叔父には兄・甥の名前が注記されている。こうした注記は二一四件あった。『藩士名寄』で家督年を確認したところ、分限帳の当主ではないと記載された者のうち二件は誤記であり、分限帳に記載されていない部屋住勤の者を把握した。

²² 部屋住勤の勤務年数と給禄の変化は『藩士名寄』で確かめた。

²³ 文政二年九月、御目付からの触帖によれば、定詰は十年を満期とする(「尾州触帖通辞留」、『名古屋叢書』第二巻、名古屋市教育委員会、一九六〇年、三八八～三八九頁)。

²⁴ 『藩史大事典』第四巻、三七九～三八〇頁。

²⁵ 萩毛利家では、家臣の主な「格」として寄組・大組・遠近附・無給通などが挙げられる(末松謙澄『防長回天史』第一編一、国文社、一九一一年、三五頁)。米沢上杉家では、主な「格」として侍組・三手・三御扶持方・本手明・新手明などが挙げられる(藩政史研究会編『藩制成立史の総合研究：米沢藩』、吉川弘文館、一九六三年、本編第二章)。

²⁶ 『藩士名寄』は名古屋中央図書館に異本が所蔵されているが、内容は林政史研究所本とほとんど同じである。林政史研究所本は徳川林政史研究所のホームページで公開されている。両方とも名古屋博物館によってデータベース化され、『デジタル版名古屋城下お調べ帳』として二〇一三年に発売された。これに関しては、松村冬樹「尾張藩「藩士名寄」のデータベース化」(『名古屋博物館研究紀要』二六巻、名古屋博物館、二〇〇二年)に詳しい。

²⁷ 松村冬樹「尾張藩役職者の変遷について」(『名古屋博物館研究紀要』二六巻、名古屋博物館、二〇〇四年)、「尾張藩役職者の変遷について 二」(同前、二〇〇五年)はこのデータベースに基き、主な役方及び物頭について、その役職の前任・後任を挙げ、転役の状況を分析している。しかし、家臣の「基底家格」については言及していない。

²⁸ 『藩士名寄』にデータが登録されていない者。

²⁹ 寄合・御馬廻組・小普請組から御城代格、御馬廻頭格、御書院番頭格に就任した者はいたが、本役ではないので、それらの役職に就任したとは言えない。

³⁰ この役は寛政一一年九月二三日まで錦織詰御先手物頭と呼ばれている(『名古屋叢書』第五巻、一三九頁)。

³¹ 『藩士名寄』の吉田元蔵(216-152)の記録には、「安政二卯二月十六日、今般御改革ニ付以前ニ被復是迄之座席被差止候、御弓矢奉行次座可為寄合席旨…同年(筆者註一安政六)八月四日去ル卯年御改革ニ付座席被差止候處、今般御吟味之訳有之、右卯年以前ニ被復、中奥寄合次座ニ被相改、御側御用人支配之筈」と記されている。

³² 分限帳では御目見以下の小普請組・小普請も「小普請組」「小普請」と記されているが、本稿では御目見以上の小普請組・小普請と区別するため、『藩士名寄』の記載に従い、御徒格以上小普請組・小普請と記すことにする。

³³ 奥附によれば、この史料は尾張徳川家の家臣である奥村徳義が収集した書物で、享和～文政年間の役高を調査した結果が記されている。奥村は弘化二年に写本を作り、文政五年に御側御用人・御用人の役名が変更されたことを注記したという。

³⁴ 『名古屋叢書』第二巻、四一〇～四一四頁。なお、徳川慶親『尾張藩石高考』(徳川林政史研究所、一九

五九年)によれば、安政元年には一人扶持は知行五石一斗余、現米一石は知行二石八斗余りに相当するといふ。

³⁵ 文久元年の「御数寄屋坊主以下分限帳」に給禄が記された者の中で、最も高禄の者は三人扶持切米一五石で、知行五八石余に相当する。同心以下は給禄が不明であるが、これより高い禄を与えられていた可能性は極めて低いであろう。

³⁶ 萩毛利家の身分構造に関しては、拙稿「幕末萩毛利家の研究」(『年報地域文化研究』第一七号、東京大学総合文化研究科地域文化研究専攻、二〇一四年、一五七～一七六頁)を参照。

幕末尾張德川家的階級構造

梁 媛淋

本文以闡述一八五三年美國使節培里叩關日本之前，各大名家的階級構造為主題，首先就大大名之中，以尾張為根據地的德川家為例，根據分限帳紀錄，考察一八五〇年其家臣團的組織及俸祿分布的狀況。

每個大名對其家臣團組織都有其獨自的法令和規制，要從中找出相似的脈絡，務必就同時代大名家的家臣團組織型態加以比較。本研究以江戶城內的殿席為大廊下、大廣間或溜間的大大名為分析對象，將大名本身和德川將軍家的親疏關係、領土是否曾經有所變動，以及在江戶城裡所得到的席次等等因素列入考慮，選出數個大名為例，針對其家臣團的階級構造加以比較。透過此研究，期望能達到對武士階級進一步的了解。

本文主要論述分為三部分，第一節先概述分限帳所記載的內容，第二節則就官職紀錄探討家臣的升遷制度。在第三節中，首先針對家臣的俸祿紀錄進行統計分析，其次配合各個官職既定的官俸的規定，分析家臣的家祿與任職後的官俸的分布狀況，最後將以上的分析結果與同為大大名的萩毛利家相比較。

綜合上述考察的內容，可歸納出以下兩點結論：第一，尾張德川家的家臣的「基礎家格」可分為太刀馬代御禮以上、「御目見以上」和御目見以下三個階級，其中前兩者具有晉見藩主的資格。這三個階級的家臣可升任的官職不同，家祿的多寡和支付方式也完全不同。然而，大多數的官職設有相應的官俸，部分御目見以下官僚和「御目見以上」的下層官僚在官俸的多寡上幾乎沒有差別。第二，尾張德川家的家臣中，家祿高於一千石的人還不到百分之三，幾乎所有人的家祿都低於一千石，而其中尤以未滿二百石的人最多。未滿二百石的人數在不考慮官俸的情況下約占家臣中的七成，若考慮官俸的加給則占六成。若與萩毛利家相比較，會發現兩者在家祿的分布傾向上非常相似，不同的是，萩毛利家的家臣無法以家祿多寡判斷其是否具有晉見藩主的資格，而尾張德川家的家臣卻可以。